

社会福祉法人すずらんの会 役員・評議員報酬規程

第一章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人すずらんの会(以下「法人」という)定款第8条および第22条の規定に基づき、この規程において、役員報酬等に関する総額並びにその基準、及び評議員の報酬等に関する基準を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、法人の役員及び評議員に適用する。

2 社会福祉法の改正に伴い、平成29年度の定時評議員会で新たな役員が選任されることに鑑み、平成29年4月1日から新役員を選任する定時評議委員会開催の前日までの期間については、役員に対して、本規程の第5条から第7条及び第10条の規定は適用せず、平成29年3月31日時点で有効であった役員・評議員報酬規程の該当規定を適用するものとする。

第二章 役員報酬総額の範囲

(役員報酬総額の範囲)

第3条 役員に対して、各年度の総額が12百万円を超えない範囲で、本規程で定める基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

2 この役員報酬総額には、第三章の定めに基づいて支給される役員への通勤手当及び旅費を除く報酬等の額及び第12条の定めに基づいて贈呈される役員への記念品等贈呈額を含むものとする。

3 この役員報酬総額には、職員と兼務する理事の職員としての給与等は含まない。

第三章 役員報酬等に関する基準

(理事の勤務形態)

第4条 本規程において、理事の勤務形態により、理事を常勤等理事及び一般理事とする。

2 本規程において、常勤等理事とは、毎週定められた時間勤務する理事をいう。

3 本規程において、一般理事とは、毎週定められた時間の勤務がなく、理事会や評議員会への参加時及び理事長・理事会・評議員会のいずれかが必要と認められた時に勤務する理事をいう。

(理事の報酬等)

第5条 理事には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤等理事については、報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。

(2) 一般理事については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤等理事の報酬等の算定方法)

第6条 常勤等理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものと

する。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、法人給与規程に基づく額
- (3) 職務のため出張をしたときは、法人旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（一般理事の報酬等の算定方法）

第7条 一般理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 職務のため出張をしたときは、法人旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 通勤手当は、支給しない。

（報酬等の支給方法）

第8条 常勤等理事に対する報酬等の支給時期は、法人給与規程に準ずるものとする。

- 2 一般理事に対する報酬は、その都度、支給する。
- 3 常勤等理事及び一般理事の報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第9条 新たに常勤等理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤等理事が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 常勤等理事の報酬の締切期間の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（監事の報酬等）

第10条 監事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 職務のため出張をしたときは、法人旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 通勤手当は、支給しない。
- 2 監事に対する報酬は、その都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第四章 評議員の報酬等に関する基準

（評議員の報酬等）

第11条 評議員の報酬は、定款第8条の規定された、各年度の報酬総額限度額（以下「報酬限度額」という。）を超えない範囲で、別表第4に定める額とする。

- 2 年度途中で、次回の評議員会開催等により、当該年度の評議員への報酬限度額を超えることが明らかになった場合には、次回の評議員会開催等における評議員の報酬は、報酬限

度額を超えないよう別表第4の額を変更して支給し、それ以降については報酬を支給しない。

- 3 評議員に対する報酬は、その都度、支給する。
- 4 評議員が職務のため出張をしたときは、法人旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 5 通勤手当は、支給しない。
- 6 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第五章 雑則

（役員・評議員退任時の記念品等の贈呈）

第12条 役員又は評議員の退任にあたっては、それまでの貢献や功績に対し、功労金及び記念品を贈呈し、感謝の意を表することができる。

ただし、退任時に法人職員と兼務し職員としての報酬を得ている理事に対しては、退任時の功労金及び記念品を贈呈しない。

- 2 第1項の功労金は、10年以上連続して本規程でいう常勤等理事であって、法人への貢献や功績が特に顕著であったと理事会で認められた理事に対して贈呈することができるものとし、その額は、上限350万円の範囲で、理事会で決定する。
- 3 第1項の記念品は、以下とする。
 - (1) 役員就任から1期末満での退任時
：3千円相当の法人自主製品
 - (2) 役員1期満了時及び2期目途中での退任時
：1万円相当の記念品及び3千円相当の法人自主製品
 - (3) 役員2期満了時及びそれ以降の退任時
：3万円相当の記念品及び3千円相当の法人自主製品
 - (4) 評議員就任後2年未満での退任時
：3千円相当の法人自主製品
 - (5) 評議員就任後2年から1期目途中での退任時
：1万円相当の記念品及び3千円相当の法人自主製品
 - (6) 評議員1期満了時及びそれ以降の退任の場合
：3万円相当の記念品及び3千円相当の法人自主製品
- 4 第3項において、期中の中途から就任した役員及び評議員は、当該期の終了と共に1期を満了したものとみなす。

（本規程以外の報酬等及び記念品等支給）

第13条 役員及び評議員に対して、本規程に定めのない報酬等及び記念品等の支給はしないものとする。

（端数の処理）

第14条 本規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数は切り上げる。

(公 表)

第15条 法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の二第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会において審議し、評議員会の決議により行う。

(補 則)

第17条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附則 この規程は、平成15年10月1日より施行する。

この規程は、平成17年 4月1日より施行する。

この規程は、平成19年 4月1日より施行する。

この規程は、平成20年 4月1日より施行する。

この規程は、平成20年11月1日より施行する。

この規程は、平成29年 4月1日より施行する。

別表第1：常勤等理事の報酬

	報酬月額
職員給与を支給されていない常勤等理事	別表Aのとおりとする。
職員給与を支給されている常勤等理事	別表Bのとおりとする。

別表A：職員給与を支給されていない常勤等理事の報酬月額

【(週の勤務時間数) × (別表アの月額報酬係数)】円

別表ア：職員給与を支給されていない常勤等理事の月額報酬係数

役職名	報酬係数
理事長	14,000
業務執行理事	12,000
理事	10,000

別表B：職員給与を支給されている常勤等理事の報酬

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤等理事に対しては、職員給与に加えて、下記の理事手当を支給する。

	理事手当月額
理事長	50,000
業務執行理事	30,000
理事	20,000

別表第2：一般理事の報酬

	報酬額
理事会・評議員会への出席（出席毎）	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤（日額）	5,000円

別表第3：監事の報酬

	報酬額
監事監査のための出勤（日額）	10,000円
理事会・評議員会への出席（出席毎）	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤（日額）	5,000円

別表第4：評議員の報酬

	報酬額
評議員会への出席（出席毎）	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤（日額）	5,000円